

平成23年4月26日(火)

第 2,285 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

#### 目 次

# 【告 示】

平成23年度地方の臨時種畜検査の実施	(食料多	そ全推り	進課)	2
県営土地改良事業計画の決定 (3件)	(農 村	整備	課)	2
保安林の指定(2件)	(森 林	整備	課)	3
保安林の解除	(	"	)	4
漁業災害補償法の規定による同意	(水	産	課)	4
国土調査の指定	(用 地	対 策	課)	5
To all T				

# 【公告】

都市計画事業変更の認可

# (下水道推進課)

局)

6

# 【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるノルディトロピンノルディフレックス注10mg外10品目 (病 院

# の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等

島根県情報公開条例第35条第1項の規定に基づく出資法人の指定の一部改正 島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人の一部改正

# 【収用委告示】

【警本告示】

島根県収用委員会運営規程の一部改正

### 7

# 【正 誤】

平成23年3月4日付け島根県報第2,270号中 (森林整備課)

# 告示

#### 島根県告示第315号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定により、平成23年度地方の臨時種畜検査を次のと おり実施するので、家畜改良増殖法施行規則 (昭和25年農林省令第96号) 第2条第2項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成23年5月27日から平成24年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日 時及び場所

### 島根県告示第316号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益田地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

### 島根県告示第317号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益田地区暗渠排水事業(県営中山間地域総合整備事業)計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

#### 島根県告示第318号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益田地区用排水施設事業(県営中山間地域総合整備事業)計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

#### 島根県告示第319号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町郡管田369、郡潰ノ谷378、山田奥ノ山151-1、154-1、155、158、180-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第320号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字豊田254

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第321号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
  - 安来市広瀬町西谷993-2、993-3、994-5、994-6
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第322号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名称

温泉津・江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

温泉津·江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

温泉津・江津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

#### 島根県告示第323号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	
指定した年月日	<b>刺車で11</b> 7 年 97 年 47	响 且 地 · 数	响 追 炒 时	
平成23年4月15日	出雲市	吉野左岸③地区	告示の日から平成25年3月31日まで	
平成23年4月15日	出雲市	吉野右岸③地区	告示の日から平成25年3月31日まで	

#### 

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の 事業計画変更の認可の告示(平成23年中国地方整備局告示第77号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成23年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業

宍道湖東部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

昭和49年建設省告示第1500号及び昭和57年建設省告示第1605号の事業地のうち玉湯町布志名地内を削る。

(2) 使用の部分

昭和49年建設省告示第1500号、昭和54年建設省告示第1499号、昭和57年建設省告示第1605号、平成7年建設省告示

第1468号、平成10年建設省告示第1961号及び平成12年建設省告示第384号の事業地のうち玉湯町布志名地内において 事業地を変更する。

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成23年4月26日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

- 1 医薬品名、規格及び予定数量
  - (1) ノルディトロピンノルディフレックス注10mg、10mg 1 キット、781キット
  - (2) シナジス筋注用100mg、100mg 1 瓶、404瓶
  - (3) リュープリンSR注射用キット11.25、11.25mg1筒、725筒
  - (4) アリムタ注射用500mg、500mg 1 瓶、160瓶
  - (5) ペグイントロン皮下注用100 μg/0.5ml用、100 μg 1 瓶、1,233瓶
  - (6) レミケード点滴静注用100、100mg 1 瓶、354瓶
  - (7) アービタックス注射液100mg、100mg20ml 1 瓶、910瓶
  - (8) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.33mg 1 キット、777キット
  - (9) ベルケイド注射用 3 mg、 3 mg 1 瓶、200瓶
  - (10) ベクティビックス点滴静注100mg、100mg 5 ml 1 瓶、409瓶
  - (11) ネクサバール錠200mg、PTP56錠、105箱
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日平成23年3月25日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
  - (1) 上記1(1)の医薬品

㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、91,160円/キット

- (2) 上記1(2)の医薬品
  - ㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、135,000円/瓶
- (3) 上記1(3)の医薬品
  - ㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、72,050円/筒
- (4) 上記1(4)の医薬品
  - ㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、220,000円/瓶
- (5) 上記1(5)の医薬品
  - ㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、26,170円/瓶
- (6) 上記1(6)の医薬品
  - ㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、90,457円/瓶
- (7) 上記1(7)の医薬品

㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、33,482円/瓶

(8) 上記1(8)の医薬品

㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、39,430円/キット

(9) 上記1(9)の医薬品

㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、145,400円/瓶

(10) 上記1(10)の医薬品

㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、70,500円/瓶

(11) 上記1(11)の医薬品

㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、273,500円/箱

- 5 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 6 特例公告を行った日

平成23年2月4日

# 島根県警察本部告示

#### 島根県警察本部告示第25号

島根県情報公開条例第35条第1項の規定に基づく出資法人の指定(平成13年島根県警察本部告示第89号)の一部を次のように改正し、平成23年4月26日から施行する。

平成23年4月26日

島根県警察本部長 警視長 高 瀬 隆 之

「財団法人島根県暴力追放県民センター(平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人島根県暴力追放県民センター」に改める。

### 島根県警察本部告示第26号

島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人(平成18年島根県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正し、 平成23年4月26日から施行する。

平成23年4月26日

島根県警察本部長 警視長 高 瀬 隆 之

「財団法人島根県暴力追放県民センター(平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人島根県暴力追放県民センター」に改める。

# 収用委員会告示

### 島根県収用委員会告示第3号

島根県収用委員会運営規程(昭和60年島根県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成23年4月26日

島根県収用委員会会長 福 間 啓 夫

第10条第3項第3号を次のように改める。

(3) 書記 用地対策課収用管理スタッフに置かれた企画幹、主幹、企画員、主任、主任主事及び主事

附則

この告示は、平成23年4月26日から施行する。

正誤

平成23年3月4日付け島根県報第2,270号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から4	浜田市弥栄町三里ハ167-5・ハ167-9・	浜田市弥栄町三里ハ167-5・ハ167-9・
		ハ167-10・ハ170-2・ハ171-2・ハ254-	$^{167-10} \cdot ^{170-2} \cdot ^{171-2} \cdot ^{254-}$
		6・ハ254-17・ハ255-3・ハ257-10・程	6・ハ254-17・ハ255-3・ハ257-10・弥
		原970-2・金城町小国イ818-6・イ823-	栄町程原970-2・金城町小国イ818-6・イ
		4 ・上来原845-7・849-2・850-5・851	823-4・金城町上来原845-7・849-2・
		- 3から851-5まで・久佐イ1218-7(以	850-5・851-3から851-5まで・金城町
		上19筆国有林)	久佐イ1218-7(以上19筆国有林)